

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注 2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 身体拘束禁止未実施減算	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 低所得の利用者に対し支援を行った場合	注 緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※自立生活援助のみ対象	注 地域生活支援拠点等の場合 ※短期入所のみの対象	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満 (203単位) (2) 1時間以上12時間未満 (303単位に30分を増すごとに+100単位) (3) 12時間以上24時間未満 (2,501単位に30分を増すごとに+98単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	1人1日につき5単位を減算 注 令和5年4月から適用	+15/100	1人1日当たり100単位を加算		1回につき+50単位	1回につき+50単位		
ロ 短期入所	1日につき (953単位)						1日につき48単位を加算			利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算	
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき (1,003単位)										
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。											
初回加算 (1月につき200単位を加算)											
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみの対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合									
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合									
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合									
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者1人 (1日につき960単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき600単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合									
		(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (一)利用者1人 (1日につき1,600単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき960単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合								
			(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (一)利用者1人 (1日につき2,000単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき1,500単位を加算) (三)利用者が3人 (1日につき1,000単位を加算)	注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合							
	(7) 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算)										
	(8) 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算)										
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみの対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合									
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合									
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合									
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (二)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (三)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合									
		(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算)									
		(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)									
返還加算 ※短期入所のみの対象。 (片道につき186単位を加算)		注 同一敷地内の場合 ×70/100単位									
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみの対象。 (1日につき670単位を加算)											
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみの対象。 (1日につき300単位を加算)											
強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみの対象。 (1日につき300単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×89/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能									
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×65/1,000)										
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×36/1,000)										
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×80/100)										
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×80/100)										
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位数×3/1,000)		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位数×61/1,000)		注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計									